

衆議院 商工委員会 議録 第十五号

平成十一年五月二十一日(金曜日)

午前八時三十分開議

出席委員

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君

理事 小野 晋也君

理事 大島 章宏君

理事 大島 善徳君

理事 岡部 英男君

理事 奥谷 通君

理事 河本 三郎君

理事 新藤 義孝君

理事 能勢 和子君

理事 村田 敬次郎君

理事 矢上 雅義君

理事 山本 幸三君

理事 島津 尚純君

理事 中山 義活君

理事 遠藤 乙彦君

理事 福留 泰蔵君

理事 小池 百合子君

理事 大森 猛君

理事 中川 智子君

出席國務大臣

通商産業大臣 与謝野 馨君

出席政府委員

環境庁企画調整局長 岡田 康彦君

通商産業省基礎産業局長 河野 博文君

委員外の出席者

衆議院法制局第五部長 福田 孝雄君

商工委員会専門員 野田浩一郎君

委員の異動

五月二十一日

辞任 竹本 直一君

中尾 栄一君

中山 太郎君

林 義郎君

二階 俊博君

金子 満広君

前島 秀行君

同日 大島 理森君

下村 博文君

能勢 和子君

矢上 雅義君

米津 等史君

大森 猛君

中川 智子君

補欠選任

下村 博文君

能勢 和子君

矢上 雅義君

大島 理森君

米津 等史君

大森 猛君

中川 智子君

補欠選任

林 義郎君

竹本 直一君

中尾 栄一君

中山 太郎君

二階 俊博君

金子 満広君

前島 秀行君

本日の会議に付した案件

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出第八号)

古賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る十九日質疑を終局いたしました。

この際、本案に対し、大口善徳君外二名から、公明党・改革クラブ提出による修正案、また、吉井英勝君外一名から、日本共産党提出による修正

案がそれぞれ提出されております。両修正案について、提出者より順次趣旨の説明を求めます。大口善徳君。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する修正案 (本号末尾に掲載)

大口委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、公明党・改革クラブを代表して、その趣旨を御説明いたします。

御承知のとおり、P R T R制度の構築及びその運用につきましては、参考人質疑、環境委員会との連合審査会及び当委員会における審議を通じ、都道府県の果たす役割の重要性、対象となる化学物質の考え方、国際的な科学技術の進歩に迅速に対応することの必要性等につきまして、さまざま議論が交わされたところであります。

このような点につきまして、私どもは、基本的には政府案に対して一定の評価を与えつつ、かつ、よりよいP R T R制度の構築に向けて検討を重ね、本修正案を提出した次第であります。

次に、本修正案の要旨を御説明いたします。

第一に、指定化学物質を定める政令の制定に際し、人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障を未然防止すること等を配慮事項として加えること。

第二に、事業者からの届け出は、営業秘密に係る請求がある場合を除き、都道府県知事を經由することとし、その際、都道府県知事は意見を付すことができることとする。

また、営業秘密に係る請求がある場合について

は、主務大臣に直接届け出ることとするとし、届け出を受けた主務大臣は、届け出事項を都道府県知事に通知するものとする。

第三に、都道府県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、当該地域に係る営業秘密が認められた届け出事項について説明を求めることができるものとする。

第四に、法律の検討に係る期間を七年とする。等であります。

以上が、本修正案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、委員各位の御理解の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

古賀委員長 次に、吉井英勝君。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する修正案 (本号末尾に掲載)

吉井委員 私は、日本共産党を代表し、政府提出の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する修正案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

化学物質の排出、移動の把握と公表、いわゆるP R T R制度は、国民の健康と環境汚染の未然防止にとり一定の役割を持つ制度であり、その創設には積極的意義があります。

しかし、政府提出の法案には、一つ、営業秘密の判断が所管省庁の権限とされ、所管する事業者への公正な対応ができなくなるおそれがあること、二つ、地方自治体の責任と権限が不明確で、事業所データが十分生かされないおそれがあること

と、三つ、ファイル記録事項の開示請求には手数料が必要とされ、個別事業所データの公開を事実的に抑制することになるおそれがあることなどの問題点があります。国民にとってより開かれた、より有意義なP R T R制度とするために修正案を提出するものです。

次に、修正案の要旨を御説明いたします。

第一に、目的規定に「十分な情報の公開」等の文言を追加し、OECDの勧告などで示されている知る権利の考え方を盛り込むこととします。

第二に、指定化学物質の定義に、人の健康を損なうおそれの疑いのあるものも含めるなど、暴露性及び有害性について広く蓋然性のある化学物質も含めて選定することができるようにします。指定化学物質を定める政令の制定では、審議会及び国民の意見を聞く公聴会を設け、市民の参加を保障することとします。

第三に、届け出先を都道府県や中核市等とする。ことで、地方自治体が地域から環境リスクの管理ができるようにします。地方自治体には立入調査や必要な指導の権限を付与し、個別事業所データが十分生かせるようにします。届け出内容に貯蔵量及び取扱量も加え、事業所内の化学物質管理の全容を把握できるようにします。

第四に、営業秘密については、環境庁長官のもとで、特定化学物質情報公開審査会の議を経ることとし、第三者機関が公正に審査できるようにします。

第五に、環境庁長官などのファイル記録事項等の公表は、電子情報処理組織の使用による方法を併用するものとし、市民が無料で、容易に、どこからでもインターネットでアクセスできるようにします。

第六に、地方自治体が、指定化学物質以外の化学物質及び指定化学物質取扱事業者以外の事業者に対しても把握及び届け出を義務づけることができる規定を新設し、地方自治体が地域の状況に応じて、上乗せ、横出しができるようにします。

以上が、修正案の提案理由及びその要旨であり

ます。

何とぞ、慎重審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○古賀委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○古賀委員長 これより原案及びこれに対する両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。奥田建君。

○奥田建君 私は、民主党を代表し、民主党案に賛成、政府案に反対の立場から、P R T R制度を創設する法律案について討論させていただきます。

まず、本P R T R法の審議に際して、各党の熱心な取り組み姿勢に敬意を表します。

しかしながら、まず最初に政府提出法案の策定過程についての問題点を指摘させていただきます。

政府案は、OECD附属書の原則を無視し、利害関係者であるNGO、専門家などの合意のないまま、強引に法案提出を進めてきました。シテム構築の全過程で透明かつ客観的であるべきとされているにもかかわらず、中央環境審議会が昨年十一月に中間答申を取りまとめた後、法案が閣議決定されるまでの過程は、全く公開されておられません。

また、各省庁間で覚書が交わされていたことについて、当然のことのように答弁されておりましたが、我々が要求しなければ公表されなかったものであり、法律にかかわる取り決めを法案成立前に官僚が交わすことは、不透明きわまりないと言わざるを得ません。その結果、内容的にもP R T R後進国としては不十分なものととまることになりました。

次に、政府案に残された課題を指摘させていただきます。

P R T R制度の意義は、環境汚染物質について

の排出量や移動量等の情報を国民が知り、化学物質に対するリスクを認識することにより、事業者と住民がリスクコミュニケーションを行い、環境汚染物質の削減を図るという点にあります。しかし、政府案では、その根幹である情報の正確性とリスクコミュニケーションの点で余りにも貧弱な措置しかとられておりません。

情報は広く国民に行き渡ることが最も重要ですが、具体的情報は請求ベースで開示され、営業秘密の判断は業所管省庁が行うなど、問題があります。情報の正確性を担保する措置に関しては、政府案では、過料が科されているだけで、民主党案にあるような帳簿の備えつけの義務あるいは立入調査権の付与などはなされませんでした。

一方、民主党案では、住民に最も近い市町村を事業者からの情報の届け出先として責任を持たせ、必要であればリスク削減計画を定め、事業者と住民と一体となってリスク削減の努力ができるように措置しております。

目的、理念の点も同様で、民主党案では、化学物質の環境への排出の削減を図ることや国民への情報の提供の保障を明記しておりますが、政府案にはこれらのことは全く明記されておりません。政府案では環境汚染物質の環境中への排出削減ができないと認めているに等しいと言えます。

以上のように、策定過程と内容の両面において、政府案は、国民のための制度からはほど遠いものになったと言わざるを得ません。政府は、法案作成をOECDの原則に沿ってやり直し、すべての利害関係者の参加のもと、合意を得られるように議論を尽くすべきであると考えます。

最後に、OECDのガイダンスマニュアルの中の「私が住み、働いている環境はどのような状態か、そしてもしその質が十分でなければ、汚染を防止、削減し、損なわれた部分を再生するために、市民や政府、非政府組織は何をすべきか？」という言葉の重みを政府は本当に理解しているのかという問いかけをさせていただきます。私の政府案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○古賀委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案及びその修正案に対する賛成の討論を行います。

化学物質の排出量等を把握し公表するP R T R制度が創設され、個別事業所の排出量などが公開されるならば、市民による監視のもとで、事業者は管理の改善や排出量の削減を迫られることとなり、国民の健康と環境への悪影響の未然防止にあって役立つものとなります。政府案は、欧米のP R T R制度に比べて不十分な内容であり、その一歩となるものであり、賛成であります。

しかし、政府案には、先ほど我が党修正案の提案理由で述べたような問題点があります。我が党は、政府案の持つ問題点を改め、より有意義なP R T R制度をつくるために、修正案を提出しました。その内容は、先ほど述べたとおりであります。

民主党提出の特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律案は、今採決に付されませんが、「十分な情報の提供」という表現で知る権利の理念を盛り込むこと、届け出先を自治体とし、自治体の立入検査権など必要な権限を明確にすること、企業秘密の判定は公正な第三者機関の審査によることなど、我が党修正案とも極めて共通するものであり、賛意を表明します。また、社民党が参議院に提出している化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案も、基本的には同様の考え方によるものと理解しております。

公明・改革提出の修正案は、部分的ではあります。都道府県知事の関与の仕組みなど、政府原案を改善するものであり、賛成であります。

以上、各案に対する賛成理由を述べ、討論を終わります。

以上です。(拍手)

○古賀委員長 中川智子君。

○中川委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、政府が提案している特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関

する法律案に対する反対討論を行います。

反対の第一の理由は、対象となる化学物質の範囲が限定されており、環境ホルモンなどの人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質が対象となるか明確になっていないことである。我が党は、これを明確にすべきだと考えています。

第二の理由は、化学物質の排出量、移動量を把握することになっていないことである。自治体は情報の受け取り手としての役割しかありません。化学物質対策では、地域ごとの特性に配慮することが必要であり、制度運用の中心は当然都道府県知事とすべきです。

第三の理由は、政府案では国民の知る権利への対応が不十分だということです。個別事業所の情報は営業の秘密を確保しつつ開示されることになっており、この秘密を判断するのは事業所管官庁です。これでは、中央省庁の権限拡大につながるだけではなく、公正さが確保されるかも疑問です。届け出された事項は公表を原則とし、企業秘密に関する判断は第三者機関にゆだねるか、環境庁長官が行うとすべきです。

第四の理由は、事業者の届け出先が、通産、厚生、農水などの事業所管官庁ごとに分けられており、環境庁の役割が限定されていることである。二〇〇一年一月に環境庁が環境省として再編されることを考慮すれば、環境に関する分野は環境庁に一元化すべきであります。

第五は、政府案には、国民やNGOなどが参加する環境リスクコミュニケーションが明確に示されておらず、環境リスクを低減していくための事業者への勧告制度も規定されていないという点であります。

以上の理由により、社会民主党・市民連合はこの法案には反対であることを明言します。

また、公明党・改革クラブ提出の修正案も、我が党が参議院に提出している法案と比較すると内容が不十分であり、賛成はできません。共産党提出の修正案にも反対いたします。

以上です。(拍手)
○古賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○古賀委員長 これより採決に入ります。

内閣提出 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案並びにこれに対する両修正案について採決いたします。まず、吉井英勝君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立少数。よって、吉井英勝君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、大口善徳君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、大口善徳君外二名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、伊藤達也君外二名から、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。伊藤達也君。

○伊藤(達也)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。特定化学物質の環境への排出量の把握等

及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、化学物質による環境等への支障を未然に防止することの重要性を十分認識し、我が国におけるPRTTR制度及びMSDS制度の実効性を最大限に確保するため、特に次の諸点について、適切な措置を講ずべきである。

一 事業者の自主的取組みを促進するため、地方公共団体との連携強化により、事業者等に対する技術的な指導助言並びに人材育成等に努めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進めること。

二 対象物質の政令指定に当たっては、科学的知見を踏まえた専門的な検討を行い、幅広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるとともに、国際的整合性の確保に十分留意すること。

三 化学物質の排出量等に関する集計結果の公表に当たっては、必要な情報が国民に分かり易く、利用しやすく、又、等しく提供されるものとなるよう配慮するとともに、インターネット等を含めた情報提供手段の幅広い活用とその利用促進に努めること。

また、開示請求に係る手数料については、開示の方法に依り、利便性が高く負担がかからない金額とすること。

四 営業秘密の審査に当たっては、法律の趣旨に照らし、厳格かつ公正に行うこと。

五 本制度の検証については、運用状況を勘案

しつつ、対処すべき事項についての整理を行うとともに、実効性を高める観点から積極的な検討を加え、制度の必要な整備・改善に機動的に取り組むこと。

以上であります。
附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけたものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、与謝野通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。与謝野通商産業大臣。

○与謝野通商大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○古賀委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。よって、そのように決しました。〕

〔報告書は附録に掲載〕

○古賀委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前八時五十二分散会

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する修正案(大口善徳君外二名提出)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十二條を第二十三條に」「第二十三條を第二十四條に」改める。

第二条第四項中「化学物質の性状についての科学的知見及び化学物質の安全性の評価についての技術上の基準に関する内外の動向に」を「環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう」に改め、同条第七項中「主務大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「第七項を第八項」に改める。

3 前項の規定による届出(次条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。)は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に関し意見を付すことができる。

第六条第八項中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に、「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に、「第七項を」を「第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第一項の請求があつたときは、遅滞なく、前条第二項の規定による届出に係る事項のうち当該請求に係る第一種指定化学物質に係るものについて、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名をもって

当該第一種指定化学物質に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「関係都道府県知事」という。)に通知しなければならない。

第七条第二項中「前条第四項(同条第八項)を」を「前条第五項(同条第九項)に改め、」通商産業大臣」の下に「並びに当該決定に係る関係都道府県知事」を加え、「同条第四項を」同条第五項に改め、同条第三項中「前条第三項(同条第八項)を」前条第四項(同条第九項)に、「同条第七項を」同条第八項に改め、「通商産業大臣」の下に「並びに当該決定に係る関係都道府県知事」を加え、同条に次の一項を加える。

5 関係都道府県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事の管轄する区域に係る前条第三項の規定による通知に係る第一種指定化学物質に関し第五条第二項の規定により届け出られた事項について説明を求めることができる。

第二十条第一項中「第七項を」第八項に改め、同条第二項中「第六條第三項又は第四項を」第六條第四項又は第五項に、「同条第八項を」同条第九項に改め、同条第三項中「行われた」を削り、「第七項の請求は」を第八項の請求が行われた場合には、当該届出のうち第五条第三項の規定により都道府県知事を経由して行われたものについては当該都道府県知事の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該都道府県知事に、当該届出のうち第六條第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るもの又は同項若しくは同条第八項の請求については「改め、」主務大臣」の下に「それぞれ」を加え、同条第四項中「第六條第三項又は第四項を」第六條第四項又は第五項に、「同条第八項を」同条第九項に、「第七項を」第八項に改める。

第二十二條第一項第四号中「同条第三項及び第四項を」同条第三項の規定による通知、同条第四項及び第五項に、「同条第八項を」同条第九項に、「同条第六項を」同条第七項に、「同条第七項を」同条第八項に改める。

同条第三項及び第四項を「同条第三項の規定による通知、同条第四項及び第五項に、同条第八項を、同条第九項に、同条第六項を、同条第七項に、同条第七項を、同条第八項に改める。

項を「同条第八項」に改め、「同条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第二十三條を第二十四條とし、第四章中第二十二條の次に次の一條を加える。
(事務の区分)
第二十三條 第五條第三項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
附則第一條第二号及び第三号中「第二十三條を」第二十四條に改め、同条に次の一号を加える。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第五條第三項前段の規定により都道府県が処理することとされている排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案の一部を次のように修正する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案の一部を次のように修正する。

正案(吉井英勝君外一名提出)

目次中「第十三條を」第十條に、「第十四條第十六條を」第十一條第十三條に、「第十七條第二十二條を」第十四條第二十二條に、「第二十三條を」第二十二條・第二十四條に改める。

第一条中「この法律は」の下に、「住民に対し環境に影響を及ぼすおそれがある化学物質の状況等に関する十分な情報の公開が保障され、化学物質に係る環境の保全に関する活動が促進されることの重要性にかんがみ」を「把握」の下に「及び公表」を加える。

第二条第二項中「相当広範な地域の環境において」を「環境中」に改め、同項第一号中「及ぼすお

四 第二十三條及び附則第四條の規定 平成十二年四月一日又は前号に定める日のいずれか遅い日
附則第二條中「第六條第五項を」第六條第六項に改める。

附則第三條中「十年を」七年に改める。
附則第五條を第六條とし、第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。
(地方自治法の一部改正)
第四條 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

それがあるもの」の下に「これに該当する疑いのあるものを含む。」を加え、同条第三項中「相当広範な地域の環境において」を「環境中」に改め、同条第七項中「主務大臣を」都道府県知事又は主務大臣」に改め、「若しくは第十條第一項を削り、「請求をしようとする者」の下に「又は第七條第二項、第四項若しくは第八項、第八條第二項若しくは第九條の規定による公表に係る情報を入力しようとする者」を加える。

第五條の見出し中「及び届出」を、「届出及び通知」に改め、同条第一項中「主務省令」を「総理府令」に、「第九條第一項を」第八條第一項に、「及び」を「。」に改め、「次項において同じ。」の下に、「貯蔵量(総理府令で定める日において当該事業所において貯蔵する第一種指定化学物質の量として総理府令で定める量)をいう。次項において同じ。」及び取扱量(当該事業所において取り扱う第一種指定化学物質の量として総理府令で定める方法により算出する量)をいう。次項において同じ。」を加

る。

え、同条第二項中「主務省令」を「総理府令」に、「及び移動量」を、「移動量、貯蔵量及び取扱量」に、「主務大臣」を「当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該届出に係る事項のうち第一種指定化学物質の名称について次条第一項の請求を行ったときは、その旨を届け出なければならぬ。

第五條に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を環境庁長官に通知するものとする。

第六條第一項中「前条第二項」を「前条第二項前段」に、「主務省令」を「総理府令」に、「規定による通知を行うよう主務大臣」を「ファイルに記録するよう環境庁長官」に改め、同条第二項中「前条第二項の規定による届出と併せて、主務省令」を「総理府令」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「環境庁長官」に改め、「第一種指定化学物質等取扱事業者の下に及び前条第二項後段の規定による届出に係る都道府県知事」を加え、同条第四項中「主務大臣」を「環境庁長官」に改め、「通知する」の下に「とともに」に、「当該通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、前条第二項後段の規定による届出に係る都道府県知事に対し、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を通知する」を加え、同条第六項中「主務大臣」を「環境庁長官」に改め、同条第七項中「第八條第一項」を「次条第一項」に、「主務省令」を「総理府令」に、「主務大臣」を「環境庁長官」に改める。

第七條を削る。

第八條の見出し中「集計等」を「記録及び公表等」に改め、同条第一項中「及び通商産業大臣を削り、前条第一項から第三項まで」を「第五条第三項に改め、「通知された事項」の下に「同条第二項前段の規定による届出に係る事項に限る。以下この項において同じ。」を加え、「通商産業省令」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該通知された事項のうち第一種指定化学物質の名称について前条第一項の請求があつたときは、当該第一種指定化学物質の名称に代えて対応化学物質分類名を記録するものとする。

第八條第二項中「及び通商産業大臣」及び「通商産業省令」を削り、「いう」の下に「通商産業大臣に、ファイル記録事項を、「通知する」の下に」とともに、「公表する」を加え、同条第三項中「及び通商産業大臣」及び「通商産業省令」を削り、同条第四項中「及び通商産業大臣」を加え、同条第五項中「主務大臣」を「通商産業大臣、主務大臣」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 環境庁長官は、前条第四項同条第八項において準用する場合を含む。の決定をしたときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を通商産業大臣及び主務大臣に通知するものとする。

6 環境庁長官は、毎年度、当該年度の前年度以前各年度において前条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の決定をした場合であつて、当該年度において同条第七項の請求がないときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を通商産業大臣及び主務大臣に通知するものとする。

7 環境庁長官は、前二項に規定する場合には、遅滞なく、対応化学物質分類名に代えて当該第一種指定化学物質の名称を第一項のファイルに記録するものとする。

第九條第一項中「第五条第二項」を「第五条第二項前段に改め、同条を第八條とする。

第十條及び第十一條を削る。

「第七條第四項及び第八項並びに前条第二項」に改め、同条を第九條とする。

第十三條を第十條とし、第三章第十四條を第十一條とし、第十五條を第十二條とし、第十六條を第十三條とする。

第十七條第三項中「技術的な助言」を「必要な指導及び助言」に改め、第四章中同条を第十四條とし、同条の次に次の一條を加える。

（届出事項に関する調査）

第十五條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第五條第二項前段の規定による届出に係る事項に關し、調査をすることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の調査に当たり、必要があると認めるときは、その職員に、関係者に対し質問をさせ、又は文書その他の資料の提示を求めさせることができる。

3 前項の規定により職員が質問をし、又は文書その他の資料の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

4 第二項の規定による質問及び文書その他の資料の提示を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八條の見出し中「審議会」を「審議会等」に改め、同条中「あらかじめ」の下に「国民の意見を聴く機会を設けるとともに」を加え、同条を第十六條とし、同条の次に次の一條を加える。

（特定化学物質情報公開審査会）

第十七條 環境庁長官は、第六條第三項及び第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の決定をしようとするときは、特定化学物質情報公開審査会の議を経るものとする。

2 特定化学物質情報公開審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十九條を削る。

「令」を「総理府令」に改め、同条第三項中「主務大臣の指定」を「都道府県知事又は環境庁長官の指定」に、「当該主務大臣を、それぞれ都道府県知事又は環境庁長官」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第七條第二項、第四項若しくは第八項、第八條第二項又は第九條の規定による公表については、電子情報処理組織の使用による方法を併用するものとする。

第二十條を第十八條とし、第二十一條を第十九條とする。

第二十二條の見出しを「（主務大臣）」に改め、同条第一項第一号中、第十條第一項の規定による請求及び第十一條の規定による開示に關する事項並びに第二十條第五項に定める事項を、に關する事項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第七條第二項及び第四項から第六項までの規定による通知並びに同条第八項の規定による集計及び公表に關する事項については、当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣

第二十二條第二項を削り、同条を第二十條とし、第四章中同条の次に次の二條を加える。

（大都市等の特例）

第二十一條 この法律中都道府県知事が処理し、及び執行することとされる事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）並びに中核市に準ずる人口を有する市として政令で定める市において、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は当該政令で定める市（以下この項において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に關する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

2 この法律中「都道府県知事が処理し、及び執行することとされる事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより、特別区の長が行うものとする。この場合においては、この法律中「都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。」

(条例との関係)

第二十二條 この法律の規定は、地方公共団体が、第一種指定化学物質等取扱事業者がその事業活動において取り扱う第一種指定化学物質以外の環境に影響を及ぼすおそれがある化学物質の排出量等の把握及び届出に関し、及び第一種指定化学物質等取扱事業者以外の事業者がその事業活動において取り扱う第一種指定化学物質の排出量等の把握及び届出に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第二十三條第二号中「第十六條」を「第十三條」に改め、同條を第二十四條とし、第五章中同條の前に次の一條を加える。

第二十三條 第十五條第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による文書その他の資料の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文章その他の資料を提示した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則第一條第一号中「第十八條」を「第十六條」に改め、同條第二号中「第二十三條」を「第二十四條」に改め、同條第三号中「第十九條、第二十條及び第二十三條」を「第十五條、第十七條第一項、第十八條、第二十三條及び第二十四條」に改める。

第一類第九号

商工委员会議錄第十五号

平成十一年五月二十一日

平成十一年六月二十八日印刷

平成十一年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局